

改正後		改正前	
二 令第二十二條第一項第二号ロの医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病（法第六條の二第一項に規定する小児慢性特定疾病をいう。）による身体状況又は当該小児慢性特定疾病に係る治療の内容に照らして療養に係る負担が特に重い者として厚生労働大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。 イ 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等であつて、次の表の上欄に掲げる部位等のいずれかについて、同表の下欄に掲げる症状の状態のうち、一つ以上がおおむね六か月以上継続する（小児慢性特定疾病に起因するものに限る。）と認められるもの		二 令第二十二條第一項第二号ロの医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病（法第六條の二第一項に規定する小児慢性特定疾病をいう。）による身体状況又は当該小児慢性特定疾病に係る治療の内容に照らして療養に係る負担が特に重い者として厚生労働大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。 イ 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等であつて、次の表の上欄に掲げる部位等のいずれかについて、同表の下欄に掲げる症状の状態のうち、一つ以上がおおむね六か月以上継続する（小児慢性特定疾病に起因するものに限る。）と認められるもの	
ロ (略)	対象部位等	眼	眼の機能に著しい障害を有するもの（視力の良い方の眼の視力が〇・〇三以下のもの又は視力の良い方の眼の視力が〇・〇四かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの）
	症状の状態	眼	眼の機能に著しい障害を有するもの（両眼の視力の和が〇・〇四以下のもの）

（傍線部分は改正部分）